

平成29年度9月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する気高町勤労者体育センター、気高町農業者トレーニングセンター、気高町B&G海洋センター(プール)、気高町運動広場、青谷町グラウンド、青谷町体育館、青谷町農林漁業者トレーニングセンター、鹿野町農業者トレーニングセンター、鹿野町B&G海洋センター(プール)及び鹿野町運動広場の管理運営費	生涯学習・スポーツ課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
119,250	平成 30 年 ～ 32 年度					119,250

【事業の目的】

気高町勤労者体育センター、気高町農業者トレーニングセンター、気高町B&G海洋センター(プール)、気高町運動広場、気高町龍見台テニスコート、青谷町グラウンド(野球場)、青谷町グラウンドテニスコート、青谷町農村広場、青谷町体育館、青谷町農林漁業者トレーニングセンター、鹿野町農業者トレーニングセンター、鹿野町B&G海洋センター(プール)及び鹿野町運動広場に、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。

指定管理者を公募し、気高町勤労者体育センター、気高町農業者トレーニングセンター、気高町B&G海洋センター(プール)、気高町運動広場、気高町龍見台テニスコート、青谷町グラウンド(野球場)、青谷町グラウンドテニスコート、青谷町農村広場、青谷町体育館、青谷町農林漁業者トレーニングセンター、鹿野町農業者トレーニングセンター、鹿野町B&G海洋センター(プール)及び鹿野町運動広場(以下「気高町勤労者体育センター等」という。)の管理運営を平成30年度より委託する。

指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。

1. 気高町勤労者体育センター等の利用に関する業務
2. 気高町勤労者体育センター等の施設及び設備の維持管理に関する業務
3. その他、気高町勤労者体育センター等の管理上市長が必要と認める業務

【これまでの関連する取組み】

H28 教育委員会分室のあり方検討会において分室が管理している体育施設等について指定管理者制度の導入を決定

【今後の取組み】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

1. 公募を実施。
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
5. 3月中に基本協定書の締結。
6. 4月1日より管理開始。